



長野県報

9月10日(木)
令和 8 年
(2026年)
第742号

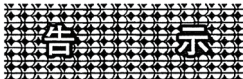
目次

告 示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（疾病・感染症対策課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（疾病・感染症対策課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（4件）（道路管理課）	3

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（交通政策課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	6
土地改良事業計画の変更の認可（農地整備課）	6
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	7
特定調達契約に係る落札者の決定（会計課）	8
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（産業技術課）	8



長野県告示第368号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和 8 年 9 月10日

長野県知事 阿 部 守 一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
吉田屋くるぬクリニック	佐久市岩村田767-2	令和8年9月1日
オリジン薬局 須坂店	須坂市須坂字青木1345-1	令和8年9月1日
ひなた薬局	佐久市岩村田字押出し5522-4	令和8年9月1日
薬局マツモトキヨシ南箕輪店	上伊那郡南箕輪村5979-5	令和8年9月1日
アムール長野訪問看護ステーション	長野市大字栗田1568番地	令和8年9月1日
訪問看護ステーションSimple	松本市島立1054-15吉沢ビル 201号室	令和8年9月1日
訪問看護ステーションマスマイルまつもと	松本市島内4616-1 テナント秀山Ⅱ302	令和8年9月1日

疾病・感染症対策課

長野県告示第369号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和 8 年 9 月10日

長野県知事 阿 部 守 一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
薬局マツモトキョシ 長野栗田店 長野市大字栗田340－ 1	薬局マツモトキョシ 長野栗田店 長野市大字栗田1824番地	令和 4 年 8 月13日
ツクイ松本西訪問看護ステーション 松本市双葉10－22双葉町ビルB棟310号室	ツクイ松本訪問看護ステーション 松本市双葉10－22双葉町ビルB棟310号室	令和 8 年 9 月 1 日
みつばさ訪問看護ステーション 飯田市鼎上山3800－ 5	みつばさ訪問看護ステーション 飯田市上殿岡692－ 2	令和 8 年 8 月19日

疾病・感染症対策課

長野県告示第370号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和 8 年 9 月10日

長野県知事 阿 部 守 一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡豊丘村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊丘村（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第371号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定を一部解除します。

令和 8 年 9 月10日

長野県知事 阿 部 守 一

- 一部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称
旧古間小学校 2
- 一部について指定を解除する区域
上水内郡信濃町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県告示第372号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 9 条第 8 項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和 8 年 9 月10日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称
内の巻川 1
- 2 指定を解除する区域
上水内郡信濃町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂 防 課

長野県諏訪建設事務所告示第 9 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和 8 年10月 2 日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 9 月10日

長野県諏訪建設事務所長 木 下 英 樹

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 岡谷茅野線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
茅野市宮川4026番の 2 地先から 茅野市宮川4013番の 4 地先まで	旧	m 7.2 ～ 7.6	km 0.1500
同 上	新	16.0 ～ 19.0	0.1400

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 諏訪箕輪線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
諏訪市大字豊田字真虫平6236番の121地先から 諏訪市大字豊田字真虫平6236番の1041地先まで	旧	m 5.8 ～ 5.8	km 0.1485
同 上	新	9.3 ～ 31.3	0.1485

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第 2 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和 8 年10月 2 日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和 8 年 9 月10日

長野県伊那建設事務所長 矢 口 大 輔

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊那生田飯田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
伊那市東春近11番の 2 地先から 伊那市東春近 9 番の 1 地先まで	旧	m 8.6 ～ 14.8	km 0.1330

同	上	新	9.6 ～ 14.8	0.1330
---	---	---	------------	--------

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年10月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年9月10日

長野県松本建設事務所長 下 倉 正 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 143号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
松本市中川4110番の2地先から 東筑摩郡筑北村東条3074番の1地先まで	旧	m 5.3 ～ 12.0	km 6.0470
同 上	新	5.3 ～ 12.0	6.0470
松本市中川4110番の2地先から 東筑摩郡筑北村東条3074番の218地先まで		11.0 ～ 125.0	2.7150

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年10月2日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年9月10日

長野県須坂建設事務所長 土 屋 博 幸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野須坂インター線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
須坂市大字八町字北古屋2297番の2地先から 須坂市大字八町字北古屋2272番の1地先まで	旧	m 8.1 ～ 14.2	km 0.2443
同 上	新	10.6 ～ 14.4	0.2443

道路管理課